**児童手当　多子加算の考え方**

令和7年4月1日時点で、監護及び生計負担のある22歳年度末までの子どもが3人以上いる人のうち、下記にいずれかに該当する保護者は手続きが必要です。

**【高校・専門・短大を卒業する子どもの4月からの状況で申請が必要な場合の例】**

**パターン①**

|  |  |
| --- | --- |
| 第3子　　　第2子　　　第1子  　　　　　　　　　  進学した場合  小4　　　　 　中2　　　　高3 | **申請に必要なもの**  ・児童手当　額改定認定請求書  ・監護相当・生計費負担についての確認書  ・受給者の健康保険証の写し、または各保険者が交付する資格確認書、資格情報のお知らせ等 |
| 高3の子は3月で高校卒業後、大学進学予定。小4の子が4月以降も引き続き支給額を月3万と増額するためには、高3を多子加算の対象とする申請が必要。  **パターン②** | |
| 第3子　　　第2子　　　第1子  　　　　　　　　　  就職した場合  ※経済的負担がある場合のみ  小4　　　　 　中2　　　 高3 | **申請に必要なもの**  ・児童手当　額改定認定請求書  ・監護相当・生計費負担についての確認書  ・受給者の健康保険証の写し、または各保険者が交付する資格確認書、資格情報のお知らせ等  ・経済的支援を行っている確認書類の写し（送金記録の写しなど） |
| 高3の子は3月で卒業後、就職（無職・浪人）予定。親元から離れ一人暮らしするが、収入が少ないため、アパートの契約・支払いは保護者名義である。小4の子が4月以降も引き続き支給額を月3万と増額するためには、高3を多子加算の対象とする申請が必要。  **パターン③** | |
| 第3子　　　第2子　　　　第1子  　　　　　　　　　  進学・就職した場合  ※経済的負担がある場合のみ  小6　　　　高校3　　　　　　短大2  　　　　　　　　　　　　　多子加算申請済み | **申請に必要なもの**  ・児童手当　額改定認定請求書  ・監護相当・生計費負担についての確認書  ・受給者の健康保険証の写し、または各保険者が交付する資格確認書、資格情報のお知らせ等  ・経済的支援を行っている確認書類の写し（送金記録の写しなど） |
| 高3の子も、短大2の子も3月で卒業予定。4月以降も高3の子も短大2の子も引き続き保護者の金銭的支援を受けながら生活をする。（学費・アパート・光熱費の支払いを保護者が行っている等）小6の子が4月以降も引き続き支給額を月3万と増額するためには、高3・短大2を多子加算の対象とする申請が必要。 | |

※経済的負担とは、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、生計費の相当部分の負担をしている事を規定しています。

※上記以外にも、子どもの（～22歳年度末）状況に変化（別居、退学、就職、婚姻等）がある場合には、随時お手続きが必要です。